

医療的ケア児の
地域生活支援について

アンケートに 御協力をお願いします

鳥取県では、医療的ケアを必要とするお子さまが、自宅から医療機関へ移動する際に必要となる福祉タクシーの運賃や、看護師に同乗を依頼した際の経費を助成する「医療的ケア児等送迎支援事業」を行っています。※1

また、保護者の急な病気や用事・休息等に対応できるよう、お子さまの医療的ケアを代わりに行う訪問看護師を自宅に派遣する制度の創設を検討しています。より利用しやすくしていくため、アンケートへの御協力をお願いします。

※1 事業を実施していない自治体もあります。

こちらの
QRコード
から



令和8年2月28日〆切

医療的ケア児等送迎 支援事業って？

回答者の中から抽選で
10名に粗品プレゼント

◆対象者

- ☐ リクライニング式車いす等による移動が必要な医療的ケア児
- ☐ 重症心身障がい児者

◆補助の内容

- ☐ タクシー運賃を半額助成（乗車1回につき、自己負担の上限は2,500円）
 - ☐ 看護師の同乗にかかる自己負担を1回500円に軽減
- （利用は月2回まで（1回につき2往復まで））

※2

◆こんなときに利用できます

- ☐ 外来受診するとき
- ☐ 医療機関の短期入所サービス利用時
- ☐ 医療機関に入院するとき、退院するとき

◆利用方法

はじめに

- ①市町村窓口にご利用登録申請
- ②利用決定通知を受け取る



利用の都度

タクシー会社や訪問看護
事業者にご利用決定
通知を提出



※3

※2、3 お住まいの市町村によって、補助の内容や利用方法が異なります。

自宅へ訪問看護師を派遣する 制度を検討中！

◆内 容

- ☐ 看護師が保護者にかわって自宅で
お子さまの医療的ケアを実施

◆こんなときに利用できます

- ☐ 保護者の急な病気や用事
- ☐ 医療的ケアを休んで休息したい



このほか、ご意見ご要望が
ありましたらお聞かせください。

鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課

TEL 0857-26-7865

メール kodomoshien@pref.tottori.lg.jp